

## 令和8年度税制改正要望

我が国経済は緩やかに回復していくことが期待されているが、米国の通商政策の影響や物価上昇の継続、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとともに、少子化・人口減少をはじめとした構造的かつ深刻な課題に直面している。

こうした中、デフレに後戻りすることなく、当面のリスクにも対応しながら「賃上げと投資がけん引する成長型経済」を実現するためには、今こそ、政策を総動員し、我が国の競争力を一層強化するとともに Well-being の向上をはじめとした人中心の国づくりを進めていくことが不可欠である。まちづくりにおけるDXやGXの加速やイノベーションの創出、都市の国際競争力強化や防災性能の向上、豊かな住生活の実現等を通じ、社会課題の解決と持続的な経済成長の担い手として、不動産業に期待される役割はますます高まっている。

一方で、建築費の高騰等が、そうした取組みにも支障をきたし、ひいては国民生活にも大きな影響を及ぼしつつある状況にあり、成長型の新たな経済ステージへの移行の障壁となることが強く危惧される。

かかる観点から、成長型経済に資するまちづくりを通じて我が国経済・社会の発展に貢献していくため、以下の税制改正を要望する。

### 《Ⅰ．持続可能な経済社会の構築に不可欠な重要税制》

#### 1. 直面する課題に対応し良質な国民生活の基盤を形成する住宅税制の継続 令和7年度に適用期限を迎える住宅ローン減税の延長 等

住宅ローン減税をはじめとした住宅税制は、これまで国民生活の基盤である住宅の取得等に係る総合的な負担を軽減し、更新等も含めた環境性能の向上や安心安全の確保等を通じ良質な住宅ストック形成や、こどもを生み育てる良質な住環境の整備等に資するのはもとより、内需の柱である住宅投資をけん引し経済の回復に非常に大きな効果をもたらしてきた。

足元では住宅価格や物価の上昇の影響等により子育て世帯等も含めた住宅取得環境は極めて厳しく、金利動向等とも相まって、住宅市場の先行きも注視が必要な状況にある。

また、頻発化・激甚化する自然災害、2050年カーボンニュートラル（CN）、少子化の危機的かつ深刻な状況等、わが国が直面する山積する諸課題に対応し、持続的な経済社会を実現する上で、住宅分野における取組みに対する期待が一層増す中、住宅取得支援をさらに強化することが不可欠であり、住宅税制が果たす役割はこれまで以上に重要になる。

かかる点に鑑み、令和7年度に適用期限を迎える住宅税制について、現行の枠組みを維

持し、現行制度に見合う規模感以上の施策の推進継続を前提とした上で、

- (1) 新築住宅に対する住宅ローン減税制度について、住宅の省エネ性能に応じた借入限度額や子育て世帯等に対する現行の措置を延長する。
- (2) 適用期限を迎える新築住宅に係る固定資産税の特例や居住用財産の買換え等の特例をはじめとした住宅取得支援税制を延長するとともに、住宅税制における床面積要件の下限（本則 50 m<sup>2</sup>）について、住生活基本計画の見直しに向けた議論等を踏まえ、40 m<sup>2</sup>に引き下げる。また、住宅投資の波及効果に鑑み、住宅市場の動向等を踏まえ、機動的に必要な対応を講ずる。

## 2. 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例の延長等

世界的に不確実性が高まる中、引き続き国内設備投資を喚起・支援し、企業の新事業進出や事業構造の転換等を促していくことが、成長型経済やGX・DX等の推進による「投資立国」を早期に実現するためにも不可欠である。

そのためには、都市・地域の土地・不動産ストックの有効活用を図り、内部留保に回さず、確実に設備投資を拡大していく必要がある。また、国内における企業立地・産業立地の転換を円滑にし、スタートアップ等成長産業によるイノベーションや企業の生産性向上の実現、経済安全保障の観点も踏まえた生産機能の国内回帰の支援等を図ることが極めて重要である。このような観点から、

- (1) 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例（譲渡益の最大 80%課税繰延）について、適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を延長するとともに買換資産の土地面積要件の緩和等を行う。
- (2) 市街地再開発事業に係る事業用資産の買換え特例の適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を延長する。

## 3. 都市再生促進税制の延長・拡充

都市再生促進税制は、公共的価値も生み出す民間都市開発事業を進める際の負担を軽減することにより、人々の生活や経済活動の基盤となる都市において、質の高い生活環境の確保やグローバル企業やスタートアップ等も含めた多様なニーズに応えるビジネス環境の整備を促進し、都市の魅力向上や国際競争力強化に大きく貢献してきた。

一方で、現下の都市再生を取り巻く環境は、働き方改革や建設業の担い手不足等に起因する工期延長、工事費高騰等の恒常化により、事業継続が困難になる都市再生事業が出てくるなど、大変厳しい状況となっている。

このような状況下においても、公共的価値も生み出す都市再生を引き続き推進し、都市の魅力向上や国際競争力強化を図っていくためには、都市再生促進税制の重要性がますます高くなっている。

こうした点に鑑み、以下の都市再生促進税制の特例措置の適用期限（令和 8 年 3 月 31

日)を延長するとともに、登録免許税の特例の適用要件を緩和し、認定後から竣工までの期間要件(3年(一定の場合は5年))を2年間延ばすとともに、固定資産税・都市計画税の特例の対象施設に、高質なマネジメントを行うなど一定の要件を満たす公益的施設を追加する。

(1) 特定都市再生緊急整備地域に係る特例

| 税 目         | 特例の内容                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 法人税・所得税     | 5年間50%の割増償却                                                                     |
| 登録免許税       | 建物を認定後3年(30階以上又は延べ面積15万㎡以上の場合は5年)以内に建築した場合の所有権保存登記<br>本則0.4%→特例0.2%             |
| 不動産取得税      | 土地・建物について 課税標準2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下で都道府県の条例で定める割合を控除                            |
| 固定資産税・都市計画税 | 整備した家屋及び償却資産のうち公共施設等部分について、課税標準2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下の範囲において市町村の条例で定める割合を控除(5年間) |

(2) 都市再生緊急整備地域に係る特例

| 税 目         | 特例の内容                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 法人税・所得税     | 5年間25%の割増償却                                                                       |
| 登録免許税       | 建物を認定後3年以内に建築した場合の所有権保存登記<br>本則0.4%→特例0.35%                                       |
| 不動産取得税      | 土地・建物について 課税標準5分の1を参酌して10分の1以上10分の3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を控除                     |
| 固定資産税・都市計画税 | 整備した家屋及び償却資産のうち公共施設等部分について、課税標準5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を控除(5年間) |

## 4. 国家戦略特区に係る特例の延長等

都市の国際競争力強化の実現に向け、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込む魅力的なまちづくりを推進し、多様な機能集積による世界で最もビジネスのしやすい環境を整備するために、国家戦略特区に係る特例の適用期限(令和8年3月31日)を延長するとともに、貸付供用される施設についても特例の適用を認める等の措置を講ずる。

## 《Ⅱ. 都市の国際競争力強化と多様で魅力的なまちづくり税制》

### 1. 都市再生促進税制の延長等 (再掲)

都市再生促進税制は、公共的価値も生み出す民間都市開発事業を進める際の負担を軽減することにより、人々の生活や経済活動の基盤となる都市において、質の高い生活環境の確保やグローバル企業やスタートアップ等も含めた多様なニーズに応えるビジネス環境の

整備を促進し、都市の魅力向上や国際競争力強化に大きく貢献してきた。

一方で、現下の都市再生を取り巻く環境は、働き方改革や建設業の担い手不足等に起因する工期延長、工事費高騰等の恒常化により、事業継続が困難になる都市再生事業が出てくるなど、大変厳しい状況となっている。

このような状況下においても、公共的価値も生み出す都市再生を引き続き推進し、都市の魅力向上や国際競争力強化を図っていくためには、都市再生促進税制の重要性がますます高くなっている。

こうした点に鑑み、以下の都市再生促進税制の特例措置の適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を延長するとともに、登録免許税の特例の適用要件を緩和し、認定後から竣工までの期間要件（3 年（一定の場合は 5 年））を 2 年間延ばすとともに、固定資産税・都市計画税の特例の対象施設に、高質なマネジメントを行うなど一定の要件を満たす公益的施設を追加する。

（1）特定都市再生緊急整備地域に係る特例

| 税 目         | 特例の内容                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人税・所得税     | 5 年間 50%の割増償却                                                                                |
| 登録免許税       | 建物を認定後 3 年(30 階以上又は延べ面積 15 万㎡以上の場合は 5 年)以内に建築した場合の所有権保存登記<br>本則 0.4%→特例 0.2%                 |
| 不動産取得税      | 土地・建物について 課税標準 2 分の 1 を参酌して 5 分の 2 以上 5 分の 3 以下で都道府県の条例で定める割合を控除                             |
| 固定資産税・都市計画税 | 整備した家屋及び償却資産のうち公共施設等部分について、課税標準 2 分の 1 を参酌して 5 分の 2 以上 5 分の 3 以下の範囲において市町村の条例で定める割合を控除（5 年間） |

（2）都市再生緊急整備地域に係る特例

| 税 目         | 特例の内容                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人税・所得税     | 5 年間 25%の割増償却                                                                                  |
| 登録免許税       | 建物を認定後 3 年以内に建築した場合の所有権保存登記<br>本則 0.4%→特例 0.35%                                                |
| 不動産取得税      | 土地・建物について 課税標準 5 分の 1 を参酌して 10 分の 1 以上 10 分の 3 以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を控除                      |
| 固定資産税・都市計画税 | 整備した家屋及び償却資産のうち公共施設等部分について、課税標準 5 分の 3 を参酌して 2 分の 1 以上 10 分の 7 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を控除（5 年間） |

## 2. 国家戦略特区に係る特例の延長等 （再掲）

都市の国際競争力強化の実現に向け、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込む魅力的なまちづくりを推進し、多様な機能集積による世界で最もビジネスのしやすい環境を整備するために、国家戦略特区に係る特例の適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を延長するとともに、貸付供用される施設についても特例の適用を認める等の措置を講ずる。

### 3. 都市の防災性能向上や物流効率化等実現に向けた支援措置の延長・創設

- (1) 市街地再開発事業に係る事業用資産の買換え特例の適用期限（令和8年3月31日）を延長する。（再掲）
- (2) 国際競争力の強化や国土強靱化等の観点より、
  - ・災害ハザードエリアからの移転促進に向けた登録免許税の特例の適用期限（令和8年3月31日）を延長する。
  - ・高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る固定資産税及び不動産取得税の特例の適用期限（令和8年3月31日）を延長する。
  - ・地下街の所有者等が取得する一定の浸水防止用設備（止水板、防水扉等）に係る固定資産税の特例の適用期限（令和8年3月31日）を延長する。
  - ・建築物のBCP機能向上等に貢献する免震・制震装置に対する税制上の支援措置を創設する。
- (3) 社会構造変化に伴うECニーズの多様化等、社会インフラとしての物流の重要性がますます高まる一方、2024年問題を始めとする人手不足対応のため、物流効率化法等に基づき、物流の効率化や環境負荷の低減等が求められる中、都市・地域の活性化や不動産投資市場の成長にも寄与する地域の理解も踏まえた大規模物流施設における先進的な取り組みに対する税制上の支援措置を創設する。

### 4. ウォークブル推進税制の延長・拡充

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか形成に向け、ウォークブル推進税制の適用期限（令和8年3月31日）を延長するとともに、特例措置の適用対象施設として、地域における滞在快適性や魅力をより一層向上させる施設を追加する。

### 5. ダイバーシティ促進に向けたまちづくりに対する支援措置の延長・拡充

ダイバーシティ促進に向けたまちづくりの実現のために、現在、劇場等のバリアフリー改修に対象が限定されている固定資産税・都市計画税の特例の適用期限（令和8年3月31日）を延長するとともに、対象建築物や軽減措置（現行2/3に軽減）の拡充等の措置を講じる。

### 6. CNやDXの技術進展も踏まえたまちづくりに対する支援措置の延長・創設

- (1) まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための登録免許税・不動産取得税の特例（都市緑化支援機構が土地を取得した場合の課税の特例）の適用期限（令和8年3月31日）を延長する。また、質の高い都市緑地や公共空間等を維持管理し、持続可能性を高めるための税制上の支援措置を創設する。
- (2) CN投資促進税制の適用期限（令和8年3月31日）を延長するとともに、都市・地

域におけるGX・DXの推進に向け、都市の更なる魅力向上・国際競争力の強化・地域経済の活性化等に資するまちづくりや建築物でのGXやDXに貢献し、既存ストック等も含めた環境性能を底上げする取組みに対し、税制上の支援措置を創設する。

(3) 吸収源対策としての木材（CLT等）の利用拡大に向け、木材を活用した建築物に対する税制上の支援措置を創設する。

(4) イノベーションを生み出す担い手であるスタートアップや地域活性化に貢献する企業との連携による研究所等の施設整備等や、生産性を高め多様な働き方を可能とするサテライトオフィスやシェアオフィスの設置等に対する税制上の支援措置を創設する。

## 《Ⅲ. 未来志向の豊かな住生活を実現するための税制》

### 1. 直面する課題に対応し良質な国民生活の基盤を形成する住宅税制の継続 令和7年度に適用期限を迎える住宅ローン減税の延長 等 （再掲）

住宅ローン減税をはじめとした住宅税制は、これまで国民生活の基盤である住宅の取得等に係る総合的な負担を軽減し、更新等も含めた環境性能の向上や安心安全の確保等を通じ良質な住宅ストック形成や、こどもを生み育てる良質な住環境の整備等に資するのとはもとより、内需の柱である住宅投資をけん引し経済の回復に非常に大きな効果をもたらしてきた。

足元では住宅価格や物価の上昇の影響等により子育て世帯等も含めた住宅取得環境は極めて厳しく、金利動向等とも相まって、住宅市場の先行きも注視が必要な状況にある。

また、頻発化・激甚化する自然災害、2050年カーボンニュートラル（CN）、少子化の危機的かつ深刻な状況等、わが国が直面する山積する諸課題に対応し、持続的な経済社会を実現する上で、住宅分野における取組みに対する期待が一層増す中、住宅取得支援をさらに強化することが不可欠であり、住宅税制が果たす役割はこれまで以上に重要になる。

かかる点に鑑み、令和7年度に適用期限を迎える住宅税制について、現行の枠組みを維持し、現行制度に見合う規模感以上の施策の推進継続を前提とした上で、

(1) 新築住宅に対する住宅ローン減税制度について、住宅の省エネ性能に応じた借入限度額や子育て世帯等に対する現行の措置を延長する。

(2) 適用期限を迎える新築住宅に係る固定資産税の特例や居住用財産の買換え等の特例をはじめとした住宅取得支援税制を延長するとともに、住宅税制における床面積要件の下限（本則50㎡）について、住生活基本計画の見直しに向けた議論等を踏まえ、40㎡に引き下げる。また、住宅投資の波及効果に鑑み、住宅市場の動向等を踏まえ、機動的に必要な対応を講ずる。

## 2. 新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長

住宅取得者の初期負担を軽減する制度として長きにわたり定着している制度であり、良好な住宅ストックの形成を図り、豊かな住生活を実現するために、新築住宅に係る固定資産税の特例(現行：床面積 120 ㎡までの部分を中高層耐火住宅は 5 年、その他 3 年、税額を 1/2 に軽減)の適用期限(令和 8 年 3 月 31 日)を延長する。

## 3. 居住用財産の買換え・売却に伴う特例の延長

- (1) 居住用財産の買換えに伴う長期譲渡所得の課税の特例の適用期限(令和 7 年 12 月 31 日)を延長する。
- (2) 居住用財産の買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例の適用期限(令和 7 年 12 月 31 日)を延長する。
- (3) 居住用財産を譲渡した場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例の適用期限(令和 7 年 12 月 31 日)を延長する。

## 4. 住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

- (1) 住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置(住宅の床面積の 2 倍(200 ㎡を限度)相当額を減額)を受ける場合の土地取得から新築までの期間要件の特例措置(本則 2 年→特例 3 年、やむを得ない事情の場合には 100 戸以上のマンションは 4 年)について、適用期限(令和 8 年 3 月 31 日)を延長する。
- (2) デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置(本則 6 ヶ月→特例 1 年)について、適用期限(令和 8 年 3 月 31 日)を延長する。

## 5. 認定住宅等に係る特例の延長

- (1) 認定住宅等(認定低炭素住宅、長期優良住宅、ZEH水準省エネ住宅)の新築等をした場合の所得税額の特別控除(投資型減税、最大 65 万円)の適用期限(令和 7 年 12 月 31 日)を延長する。
- (2) 長期優良住宅に係る以下の特例措置の適用期限(令和 8 年 3 月 31 日)を延長する。
  - ①不動産取得税の特例(一般 1,200 万円→長期優良 1,300 万円を課税標準より控除)
  - ②固定資産税の特例(新築から 5 年間床面積 120 ㎡までの部分の税額を 2 分の 1 に軽減、中高層耐火建築物は 7 年間)

## 6. リフォーム促進税制の延長

- (1) 既存住宅に係る特定の改修工事(耐震、省エネ、バリアフリー、三世代同居、長期優良住宅化、子育て)をした場合の所得税額の特別控除(20～60 万円)の適用期限(令和 7 年 12 月 31 日)を延長する。
- (2) リフォームに係る固定資産税の特例(耐震 1/2、省エネ 1/3、バリアフリー 1/3、長

期優良住宅化 2/3 を減額) の適用期限 (令和 8 年 3 月 31 日) を延長する。

## 7. 更新等による良質な住宅ストック形成に資する特例の延長・創設等

- (1) マンション関係法の改正等により、マンション更新事業等の新たな事業手続きが創設され、マンション建替事業に係る権利変換手続きの対象が拡充されたこと等を踏まえ、これらの事業に係る税制上の支援措置 (所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税等) を講ずる。
- (2) 既存建築物の耐震改修投資促進のための固定資産税の特例の適用期限 (令和 8 年 3 月 31 日) を延長する。

## 8. 多様化する住宅ニーズ等に対応するための税制の創設等

- (1) 仕事と子育てを両立できる環境をさらに整備するための施設整備・運営等に対する税制上の支援措置を講ずる。
- (2) 魅力ある働き方や豊かな暮らしの実現に向け、複数拠点を利用する二地域居住の推進に向けた支援措置 (住宅ローン減税、投資減税) を創設する。
- (3) 高齢者の円滑な住み替えを支援するため、質の高い一定の住宅に住み替える場合の居住用財産の買換え・譲渡に伴う譲渡損失に対する支援措置を創設する。
- (4) 都市開発プロジェクトにより整備される大規模複合用途型建物における住宅に係る固定資産税減免措置等を弾力的に運用する。

## 9. 住宅取得に対する安定的な負担軽減

住宅は国民生活の基盤となる社会的資産であり、単なる消費財と異なる。住宅価格は極めて高額であり、消費税率が上がると住宅購入者の負担も極めて重くなる。また、住宅投資は内需の柱であり、経済波及効果も大きく、駆け込み需要とその反動によって日本経済に与える影響が甚大である。

こうした観点を踏まえ、住宅購入予定者が安心して取得の計画を立てられるよう、消費税率の引上げに左右されない安定的な負担軽減措置を検討するとともに、住宅投資の波及効果に鑑み、住宅市場の動向等を踏まえ、機動的に必要な対応を講ずる。

## 《Ⅳ. 不動産事業の推進等に不可欠な税制》

### 1. 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例の延長等（再掲）

世界的に不確実性が高まる中、引き続き国内設備投資を喚起・支援し、企業の新事業進出や事業構造の転換等を促していくことが、GX・DX等の推進による「投資立国」を早期に実現するためにも不可欠である。

そのためには、都市・地域の土地・不動産ストックの有効活用を図り、内部留保に回さず、確実に設備投資を拡大していく必要がある。また、国内における企業立地・産業立地の転換を円滑にし、スタートアップ等成長産業によるイノベーションや企業の生産性向上の実現、経済安全保障の観点も踏まえた生産機能の国内回帰の支援等を図ることが極めて重要である。

このような観点から、長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例（譲渡益の最大80%課税繰延）について、適用期限（令和8年3月31日）を延長するとともに買換資産の土地面積要件の緩和等を行う。

### 2. 土地の売買等に係る登録免許税の特例の延長

土地に対する投資を促進し、都市や地域の活力を高める観点から、土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の特例の適用期限（令和8年3月31日）を延長する。

- ・所有権の移転登記：本則 20/1,000 → 特例 15/1,000
- ・所有権の信託登記：本則 4/1,000 → 特例 3/1,000

### 3. 個人の優良長期譲渡所得の軽減税率特例の延長

本特例の適用期限(令和7年12月31日)を延長する。

※個人が優良住宅地造成事業等に所有期間5年超の長期所有土地等を譲渡した場合に、課税譲渡所得2,000万円以下14%(所得税10%、住民税4%)、2,000万円超20%(所得税15%、住民税5%)で課税。一般の長期譲渡所得税率は一律20%(所得税15%、住民税5%)で課税。

### 4. 法人等の土地譲渡益重課の課税停止期間の延長

- (1) 法人の土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度(一般：5%の追加課税、短期：10%の追加課税)の適用停止期間の期限(令和8年3月31日)を延長する。
- (2) 個人の不動産業者等が短期所有土地等を譲渡した場合の重課の適用停止期間の期限(令和8年3月31日)を延長する。

## 5. 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例の延長

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置（長期譲渡所得から100万円控除）の適用期限（令和7年12月31日）を延長する。

## 6. 工期の長期化を踏まえた税制上の必要な対応

建設業界における人手不足や働き方改革等の影響に伴い、建設期間が長期化していることを踏まえ、税制上、必要な措置を講ずる。

## 7. 土地固定資産税負担の適正化に向けた中長期的な対応

固定資産税は、固定資産の処分によって支払われるものではなく、その保有の継続を前提として、資産の使用収益しうる価値に応じて課される税である。他方、現行の土地固定資産税は、平成6年度から導入された最有効利用を前提とした地価公示の7割評価により、実効税率が平成20年度まで大きく上昇、その後も高止まりする中、継続的な使用収益からの乖離が生じること等により、企業収益を大きく圧迫する等の問題が生じている。また、応益原則に立脚する税であるにもかかわらず、行政サービスとの関係が明確でない中、税額が上昇するといった問題も生じるなど、様々な問題が顕在化している。

こうした抜本的問題を踏まえ、土地固定資産税負担を適正化し、市町村の基幹税として納税者の信頼に足る制度とすべく、中長期的な観点から必要な対応を行う。

## 8. 芸術文化・スポーツ等の施設整備に対する支援措置の創設

まちづくりと一体となって取り組む芸術文化、スポーツ等の促進に貢献する施設に対する税制上の支援措置を創設する。

## 9. 国際課税の諸課題への対応

外国子会社合算税制等における国際課税の諸課題について、企業の国際競争力の低下や負担の増加につながることをないように、必要な対応を行う。

## 10. 償却資産課税や事業所税等について立地競争力の観点から総合的に負担軽減

国内における企業の立地競争力を強化するとともに、グローバル企業の誘致を促進し、経済の成長力を高めるために、償却資産に係る固定資産税や事業所税を廃止するなど、法人課税の総合的な負担軽減を図る。

## 11. 不動産に係る多重課税の排除

住宅等の建築物には、消費税・不動産取得税・登録免許税・印紙税・固定資産税が重

疊的に課され、重い税負担となっている。

消費税率の引上げ等に伴う税制の抜本改革に際しては、多重課税を排除し、不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料化等、不動産流通課税を抜本的に見直すとともに、不動産譲渡契約書に係る印紙税を廃止する。